

第4回
「社団法人ふくい農林水産支援センター(旧林業公社)のあり方検討委員会」
概 要

日 時：平成23年4月22日(金) 13:30～15:30

場 所：福井県庁 6階 大会議室

出席者：(委員)

松下委員長、前田副委員長
泉委員、岡委員、川野委員、川村委員、清水委員、坂東委員(五十音順)
(福井県)
山田農林水産部長、伊藤農林水産部企画幹、門前農林水産部林業企画幹、
松倉森づくり課長、鈴木森づくり課森林整備室長、吉川森づくり課長補佐
田中県産材活用課長、嶋田農林水産振興課長
(社)ふくい農林水産支援センター)
上坂事務局長

議 題：(1) 検討経過と今後の検討事項
(2) 将来収支シミュレーション結果
(3) 今後の分収造林事業の方向
(4) 経営改善策の検討
(5) 林業公社会計基準に基づく森林資産の評価
(6) 土地所有者へのアンケート調査の実施

1 農林水産部長あいさつ

2 松下委員長あいさつ

3 議事

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 検討経過と今回の検討事項 | 事務局より説明 |
| (2) 将来収支シミュレーション結果 | 事務局より説明 |
| (3) 今後の分収造林事業の方向 | 事務局より説明 |
| (4) 経営改善策の検討 | 事務局より説明 |
| (5) 林業公社会計基準に基づく森林資産の評価 | 事務局より説明 |
| (6) 土地所有者へのアンケート調査の実施 | 事務局より説明 |

【主な意見】

- 県は公会計の取組みの中で（企業会計手法を活用した）連結財務書類を作成しており、センターへの補助金は相殺されるとしても県の財源に負うところであるため、造林補助金の県負担分については県民負担額と考えるべきではないか。
- 将来収支シミュレーションにおいて、他会計からの繰入れを人件費に充てているのであれば、他事業の収益が今後も必ず入るとは限らないため、シミュレーションからは除いて純粹に分収造林事業の中だけで考えるべきである。
- 分収割合についての契約変更を行う場合、事業開始から40年以上が経過しているため、相続が発生し、また、相続者の関係が複雑であると、膨大な労力と相当な時間を要することが想定される。
- 今後、土地所有者に分収割合など不利益となる契約変更を求めた場合、人件費など自らが血を流すことをやらずして理解が得られるか疑問である。やはり、身を削る努力が必要である。
- 採算林と不採算林の仕分けにあたっては、まず、伐採や保育にかかる補助金を除いて考えるべきである。その上で、現状から見ると、環境上必要であるので補助金を入れるという考え方になるのではないか。
- 分収方式の見直しで80年時の土地所有者の割合が4割から下がったとしても、その後も残存木は成長していくので、その先の100年を見据えたときに限りなく6：4に近くなると考えられ、理解が得られやすい形になるのではないか。
- 非皆伐の抜き伐りを行うことは、皆伐した場合の植林や下刈りなど、土地所有者にとって大きな負担を免れるというメリットがあるのではないか。
- 列状もしくは帯状で間伐を行っても、高木性の広葉樹が生えてこない可能性もある。また、仮に生えたとしても、放置された状態でうまく育つかは不確定である。このため、こうしたリスクを踏まえた対応を考えておくべきである。

- 伐採収入の計算にあたって過去5ヵ年平均の木材価格で行われているが、今後の見通しとしては、現在の価格でこのまま推移するとは考えにくい。
- 分収方式の見直しにあたっては、収益のみもしくは材積のみをすべて分け合うことは分かりやすいが、これを組み合わせた場合、残す木の優先順位や場所など、土地所有者への説明が難しいのではないか。
- 納税者の立場からすれば、役員報酬が理解を得られる水準かどうか気になるところである。
- 分収方式の見直しやコストの削減をやる一方で、いろいろな面で収入を確保する努力も必要である。
- 木材収入を考える場合、合板工場において技術革新により丸太を受け入れる幅が広がっていることや林地残材等について火力発電所に全面買い取りを義務付ける法案が提出されていることなど、木材の需要が広がっている状況にあるため、単一的ではなく幅を持って考える必要がある。
- 土地所有者との問題が一番大きい。分収方式や伐採の方法、契約期間などの契約の見直しについて、いかにして理解を得ていくのかが重要であり、理解が得られれば、この問題の解決の方向が見えてくる。このため、具体的な進め方を練っていく必要がある。
- そもそも分収造林事業を収益事業として見た場合、債務返済ができないことから破綻している。存続させるC案については、債務縮減に対する助成が、環境資本を形成するための意味のある負担として、県民の理解が得れるかどうかである。
- 通常の収益事業の法的手続であれば、回収できない額を案分して土地所有者にも公平一律にカットを求めることができるが、分収造林事業では収益回収まで45～80年と非常に長い期間に渡るため、民事再生手続などの法的整理に乘せられないのがこの問題の難しいところである。ただし、考え方は法的整理と同じで、土地所有者も他の債権者と同じく応分の負担を求めることが出発点である。
- 土地所有者へのアンケート調査を行うにあたっては、土地所有者より森林組合の方へ多

くの問い合わせや相談が寄せられることが想定されるので、事前に森林組合等へ説明してほしい。